



地震保険とJA共済建物更生共済の比較

－ 商品・仕組、共済と保険の違い、査定態勢 －

JA共済連 全国本部 岩田 恭彦

2021/6/18 ご報告

レビューにあたって

- ご報告は原則としてJA共済連のディスクローズ資料および公開資料に基づき作成しています。
- レビューは本報告者の見解にすぎず、JA共済連の公式見解ではありません。
- 一部に出典が明確でない官公庁作成のWeb上の公開情報を引用しており、一次資料の引用元や直近情報への更新が未確認な情報が含まれます。
- 各社、団体の商品、仕組の情報は2021年のWeb上の公開情報により算出していますが、算出の前提条件の記載を省略し、また、確認中の内容が含まれます。
- 本文においてはJA共済・JAの建物更生共済を、「JA建更」、「建物更生共済」と表します。
- **推敲・精査中の内容を含みます。**ご指導をいただければ幸いです。

岩田 恭彦

地震保険とJA共済建物更生共済の比較

－商品・仕組、共済と保険の違い、査定態勢－

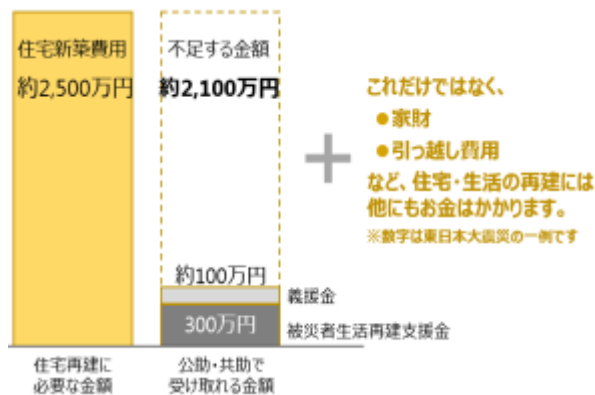
- I はじめに（検討の背景と目的）
 - II 地震保険と建物更生共済の普及と実績
 - III 震災に対する自助・共助・公助
 - IV 共済と保険の違い
 - V 建物更生共済について
 - VI JA共済の取り組み(査定態勢とICT整備)
- まとめ

I はじめに（検討の背景と目的）

I はじめに(検討の背景と目的)

1. 検討の背景 (1) 震災に必要な支出

- 日本は地震の多発する国土であり、将来においても巨大地震の発生が懸念されている。
- 全壊被害の場合は2, 100万円が不足する(自助での準備が必要)。
- 地震については私有財産である住宅の再築費用の確保への公助が乏しく、保険・共済の自助(共助)による補償制度は極めて重要である。



東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。

今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震では、推定全壊住宅は約238.6万棟となり、東日本大震災の約20倍になるとされています。

- 「半壊」世帯には、災害救助法に基づき、57.4万円を限度として市町村が応急修理を行います。
- 災害復興住宅融資制度による低利融資は、「一部損壊」でも受けられます。
- 災害救助法による被災者生活再建支援金300万円を控除しても2,100万円不足となります。(自助での準備が必要)

「全壊」被害からの住宅再建にはこれだけお金がかかる内閣府政策統括官(防災担当)ホームページより

I はじめに(検討の背景と目的)

1. 検討の背景 (2) 地震保険と建物更生共済

地震災害を補償する保険・共済制度において、地震保険と建物更生共済の普及率は高く、両者が震災に対する自助を支える現状にある。

地震保険とは

- 昭和41年より制度設立
- 火災保険に付帯し50%まで加入
- 政府再保険により国民に加入（付帯）が促進されている
- 損害保険会社が販売
- 短期補償

建物更生共済とは

- 昭和24年より開始
- 地震損害を50%補償
- 政府再保険はなくJA共済が独自に危険保有
- JAが推進するJA共済の主力商品（長期：生命保障5，建更補償5）
- 長期補償

平均943万円/件
(2020保有金額/契約件)



平均1,435万円/件
地震補償718万円/件
(2020保有金額/契約件数)

I はじめに(検討の背景と目的)

2. 本レビューの目的

- ① 地震に対する必要補償額に足りない現状に対して、地震保険の課題に触れ、自助の現状を考察する。
- ② 地震保険と建物更生共済の商品・仕組の違いをあげ、その補償の違いを比較する。また、違いの背景となる共済と保険の違いに言及する。
- ③ 東日本大震災に対する10年間のJA共済の取り組みを挙げ、地震保険の取り組みとの対比に触れる。

＜参考＞平成二十五年法律第九十五号

強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 第8条第6号

事前防災及び減災のための取組は、**自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本**としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

Ⅱ 地震保険と建物更生共済 の普及と実績

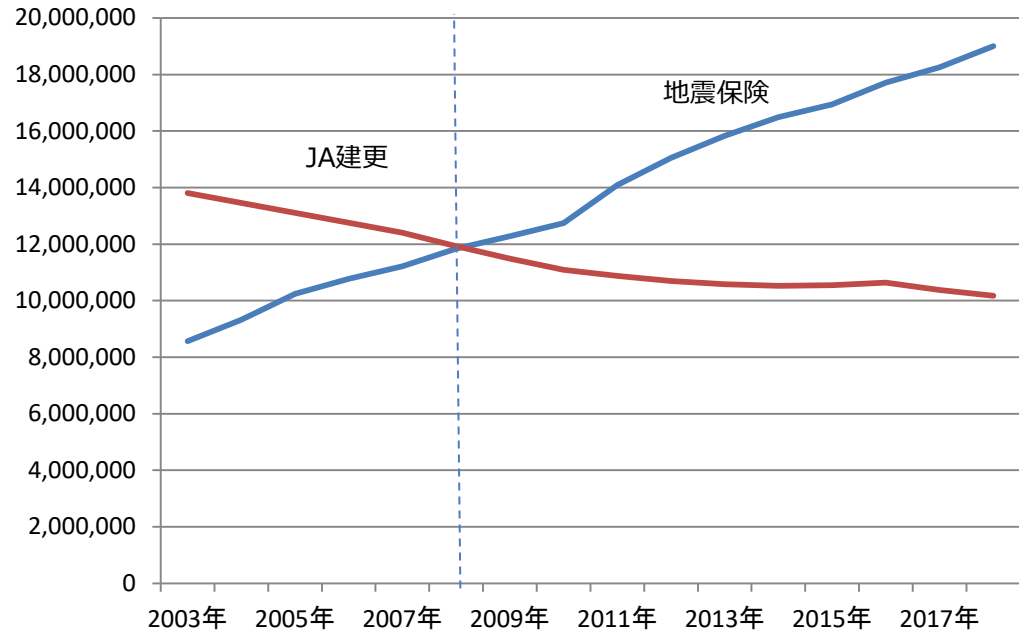
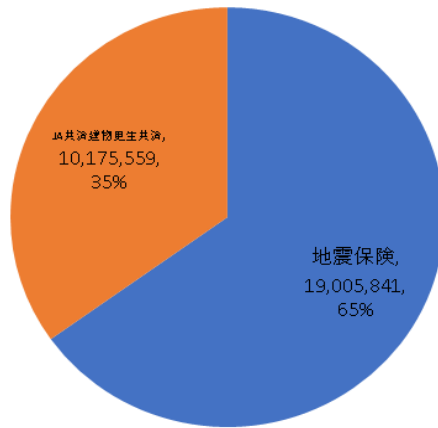
Ⅱ 地震保険と建物更生共済の普及と実績



1. 地震保険と建物更生共済の保有件数

国内の保有契約件数は地震保険は65%、建物更生共済は35%の現状にある

2018年度 3月末保有契約件数



他の共済を含む2019年保有件数

JA共済	990.67万件
こくみん共済Coop 自然災害共済	16.01万件
JF共済生活総合共済	8.15万件
合計	1,015万件

地震保険は2000年代に契約件数が急伸長し
2008年にはJA建更の契約件数を超えたが、いまだ共済契約の保有高は高い

Ⅱ 地震保険と建物更生共済の普及と実績

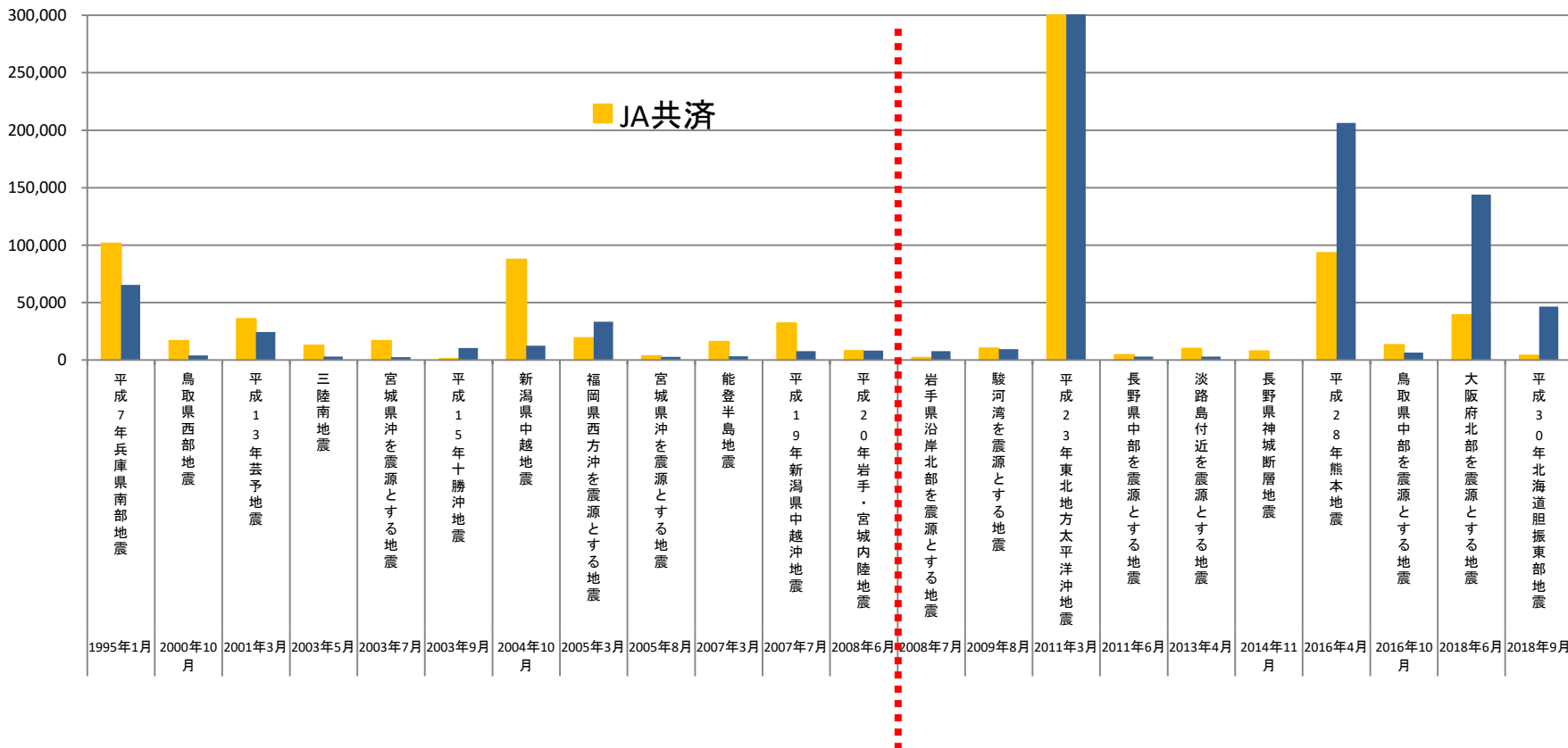


2. 地震保険と建物更生共済の支払実績

歴史的には地震保険よりも建物更生共済の支払実績が高い

平成期における大規模地震に対する支払件数（件数）

注. 平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、JA共済は592,018件、地震保険は854,130件



近年は地震保険の普及率拡大により逆転

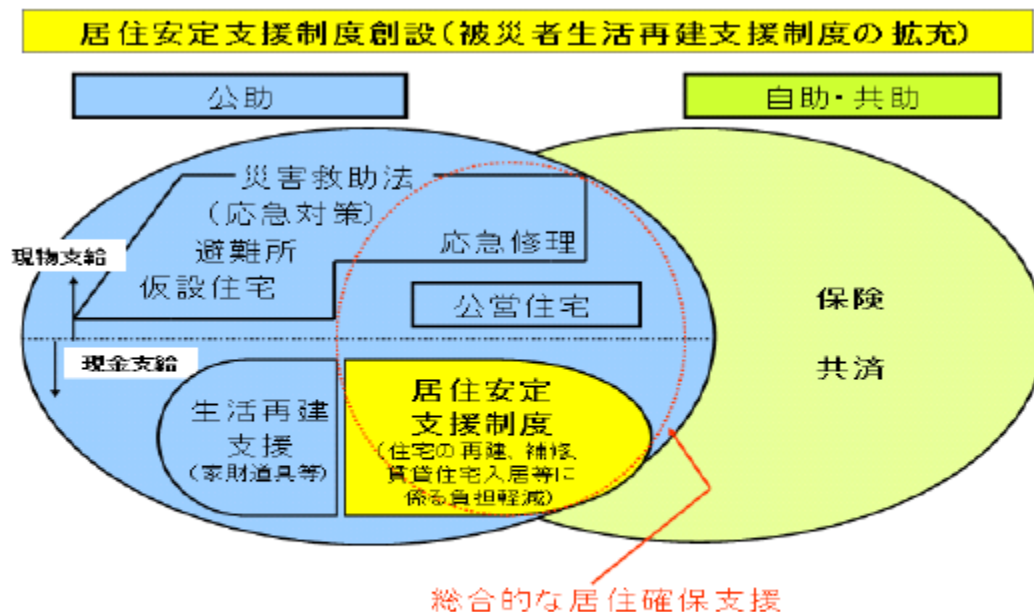
Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

1. 自助・共助・公助についての政府の考え方

住宅の再建築等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建築等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。



出典:

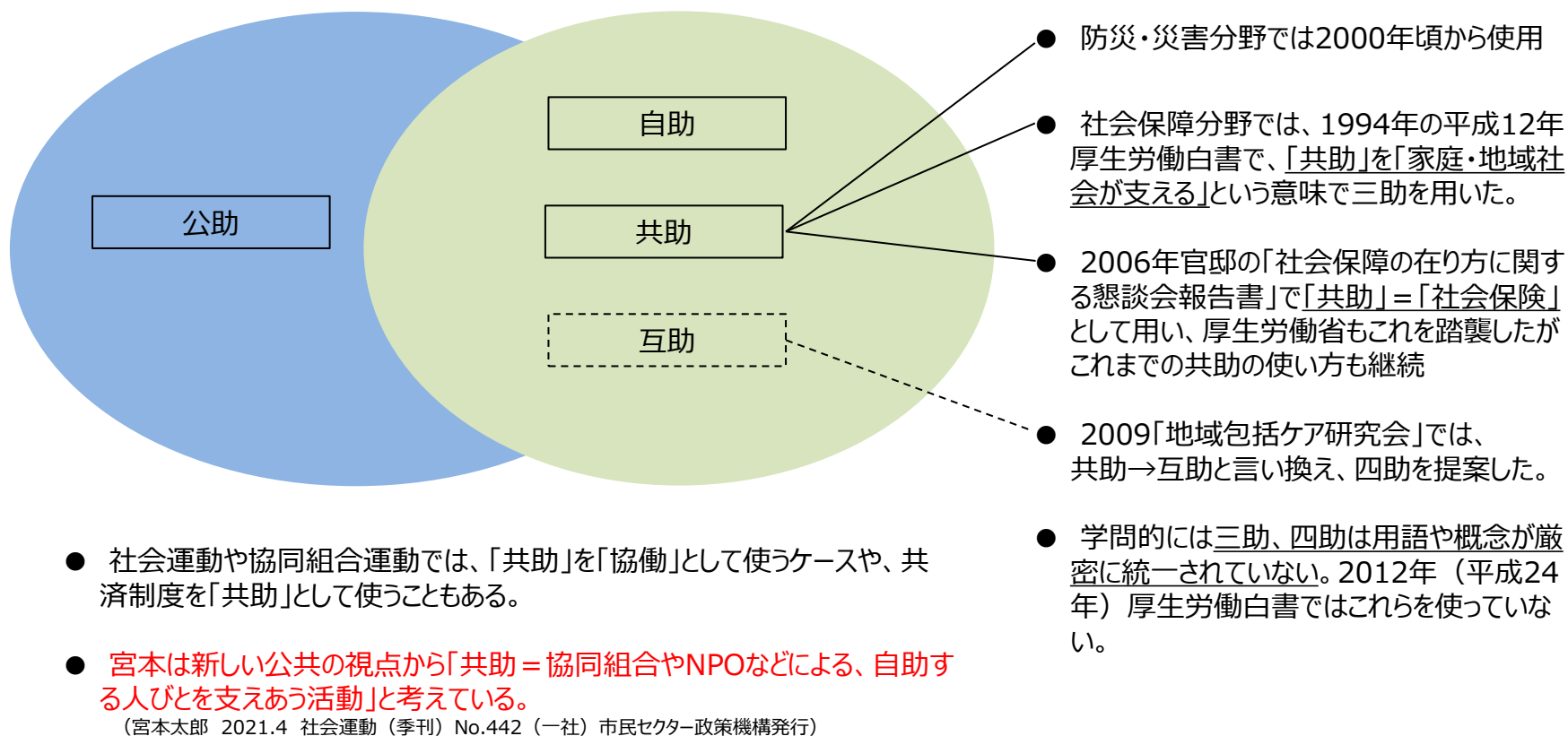
「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(抄)」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」
(平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知)
(各都道府県知事、財団法人各都道府県会館理事長あて)

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

2. 自助・共助・公助について

自助・共助・公助（三助）の使われ方は分野、論者により意味が異なる。共済については、自助に対して共助として表現することもある。

- 自助・共助・公助（三助）の使われ方は分野、論者により意味が異なる。（二木 立 2021.3 文化連情報No.516）



Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

3. 地震保険の本質

地震保険は生活困窮者の救済が目的であったが変遷し公助ではなく自助の（政府）補完と考える。

公助、共助、自助 地震保険がいずれに属するか？

- 地震保険を社会保障として捉える必要があるとの意見がある。

これは、地震保険は市場原理に基づく「保険」の論理だけで負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、**社会的な「連帯」**の仕組みとして提供している。」との意見である。

－ 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書 平成24年11月2頁－

ここでいう「社会連帯」について共通の理解が確立されているわけではなく、統治団体（国、地方公共団体）によって、個人資産に対する補償を費用負担して行うことが正当化されるかが問題となる。

例えば…… 社会保障制度との違い

「労災保険」「雇用保険」「医療保険」「年金保険」

いわゆる社会保険である「労災保険」「雇用保険」「医療保険」「年金保険」の4つについては、**正社員に加入義務**がある。

- 地震保険は、もともとは被災による生活困窮者の救済が目的であったが、建物90万円 生活用動産 60万円限度額からスタートしているが、現在は、建物5,000万円、生活用動産1,000万円と高額となり、また、損害の程度に区分した給付が行われ、財産の再建が目的となり、当初の生活困窮の趣旨が変更されている。
- 地震保険の加入は任意であり、所得に余裕のある階層の加入率が高く、生活困窮者の救済趣旨に逆進する
- 救済対象者の範囲が社会保険制度と異なる。

三助、四助の定義が曖昧なため、定義ができないが、防災、災害分野の定義にたてば、公助、共助にあらず**自助の補完の要素が強い**

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

4. 地震保険の費用保険性

地震保険が損害てん補を目的とする保険か付帯費用をてん補する費用保険か意見が分かれる。

地震保険法第1条

(目的)

第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

被災者の生活の安定を求めるのであれば、財物の損害に応じた補償を行う必要はなく、**生活の困窮に応じて給付を行うべきであり、このような意味からは、地震保険は費用保険であるべき**



しかしながら、制度当初と異なり……

- ① 支払時における損害区分の細分化が進み損害の程度に応じた補償が行われる。
- ② 4等地区分の地域別掛金区分、耐震性能に応じた割引を採用するなど、損害の発生確率に応じた料率設計が行われリスクに応じた掛金負担の差が設定されている。
- ③ (地震保険約款第2条) 地震保険は時価額を超えてはならない。費用保険性の場合には保険価額の制限は生じない。

地震保険は商品の変更により、財物保険としての性格が増している

財物保険は「**損害てん補の本質**」として被保険利益を基礎とする**利得禁止原則**が機能するため**矛盾を含む**

黒木松男『地震保険の法理と課題』（成文堂、2003年）を参考

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

5. 民間保険事業に対する政府の財政的な関与

民間保険事業で共同行為が認められる保険制度は公的な性格を有する保険で保険約款の統一や協同査定の必要性を理由としている。そのうち政府保障は自賠責保険はひき逃げに縮小された経過がある。

共同行為除外

原子力保険	保険契約が巨額で1社で引き受けることは困難であり、保険プールの結成が不可欠であるためとされている。 ※	特別会計なし
地震保険	実質的に公的な性格を有する保険であり、保険約款の統一や共同査定等の共同行為が必要のためとされている。 ※	地震再保険特別会計
自動車損害賠償責任保険	(責任保険又は責任共済の契約の締結強制) 第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)又は自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。	自動車損害賠償保障事業特別会計

自動車損害賠償保険の政府再保険は、制度創設当初から比べて保険会社の担保力が強化されたことを考慮し、再保険制度を廃止した

2002年(平成14年)4月1日 政府再保険制度廃止、死亡事故追加保険料制度廃止、自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が再統合し損害保険料率算出機構が設立

限定的な政府保障事業は残る

政府保障事業は自賠責保険を補完する国の事業で、正式名称は「自動車損害賠償保障事業」である。加害者を特定できないひき逃げ事故や、加害車両が無保険車であった場合には、被害者が自賠責保険による損害賠償を加害者から受けられないため、政府が損害賠償金を立替払いする。



上記以外に政府が関与している再保険制度は、農業保険制度、漁船損害等補償制度、貿易保険、住宅瑕疵担保責任保険、森林国営保険などが上げられるが、独立した元受組合、独立法人を介して再保険が政府に受再されている。

※ 保険業法第101条第一項第1号に基づく共同行為除外に関する「平成22年度公正取引委員会年次報告」より

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

6. 地震保険の課題

国が自助である地震保険に関与する必要があるのか？ 共済制度との不均衡に課題がある。

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">● 誰でも地震保険に加入できる● 地震はその発生頻度や大きさを統計的に把握することが困難で「大数の法則」に乗りにくいいため民間の損害保険では提供が困難である● 国が関与することで安定的な運営が確保される● 巨大地震でも全額保険金が払われる● 低廉な保険料で地震保険に加入できる	<ul style="list-style-type: none">● 任意加入のため、掛金の負担能力の高い高所得者の加入率が高く、国による家計補てんの必要性が乏しく、所得の低い者の補てんの必要性に対して逆進的である。● 国が関与しない地震保険・共済が存在しており健全に運営されている● 損害保険会社が提供する火災保険には地震火災費用保険金が負担されており、地震保険リスクの一部を負担している● 航空保険も自己が発生した場合の損害が巨額であるが国の関与がない● 一時期に大規模に発生する風水害（台風）については地震保険再保険制度が準備されておらず、損害保険商品や共済にゆだねられており、地震に対する制度のみに限る理由がない● 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）については国の再保険が廃止されている（2002年）

政府の関与のない共済制度との不均衡は説明しにくい

地震保険法は共済にも適用可能であることが法に明文されている。

（定義）第二条 3 この法律において「保険」、「保険金」又は「保険責任」とあるのは、共済契約については、それぞれ「共済」、「共済金」又は「共済責任」と読み替えるものとする。

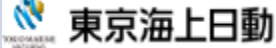
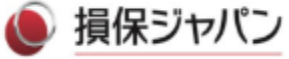

→ 昭和55年から読み替え規定が設定され、共済とセットした地震保険の販売が可能であったが共済に付帯した販売は行われていない

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

7. 保険（地震保険以外）の例

地震保険の2019平均加入額（保有） **943万円≒1,000万円**

1,000万円の保険金額加入で、地震による損害が1,000万円（全損）であった場合の支払額

損害保険会社	地震への補償内容	支払額（仮定）
	地震危険等上乗せ補償特約（超保険） 地震保険に加えて「地震危険等上乗せ補償特約」をつけることで地震・噴火・津波による損害について最大100%の補償が行われる。 地震保険の金額は、家屋の保険金額の30%から50%の範囲内で設定する。	500万円
	地震火災特約 地震保険を限度額まで加入した契約に追加で地震火災補償を付加する特約であり、地震等による火災で、建物が半焼以上、または家財が全焼した場合は、地震保険の保険金、火災保険の地震火災費用保険金（5%）とあわせて火災保険金額の100%まで補償する特約である。（地震火災50プランの場合）	500万円 地震火災
	少額短期保険 日本震災パートナーズのResta（リスタ） 地震被災者のための生活再建費用として、地震発生後の緊急避難費用、仮住まい費用などを補償する。 昭和56年の新耐震基準に適合した建物に限る。 世帯人数に応じて300万円～900万円より選択し、3人世帯の場合、全壊で600万円、大規模半壊300万円、半壊100万円の保険金が支払われる。 ※ 地方自治体が発行する「罹災証明書」の被害認定に基づく。	600万円

上乗せ商品

地震のみ

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

8. 共済の例

1,000万円の保険金額加入で、地震による損害が1,000万円（全損）であった場合の支払額

共済	地震への補償内容	支払額（仮定）
 都道府県民共済グループ	新型火災共済 地震特約付帯は加入額の15% = 150万円まで 地震等基本共済金 = 全壊、大規模半壊、半壊の被害認定により加入額の5%を支払う	7.5万円
 こくみん共済〈全労済〉	自然災害保障付火災共済 住まいる共済 地震等共済金の加入限度 = 基本契約共済金額 × 30% 地震等特別共済金 = 一世帯あたり3万円（標準タイプ）	303万円
 CO-OP 共済	CO-OP共済+自然災害共済（大型） 地震等を原因とする損害額が100万円を超える場合 1000万円 = 100口 × 10万円/一口 地震等共済金 = 3万円/1口あたり	300万円
 JF JF共済	生活総合共済 水産業協同組合法にもとづき全国の漁業協同組合が行うJF共済（漁協の共済）の「くらし（生活総合共済）」には地震補償が含まれており、全損30%、大半損20%、小半損10%、一部損3%が支払われる。	300万円
 フェニックス共済 兵庫県住宅再建共済制度	フェニックス共済 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合（建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合は半額）	600万円 (300万円)

地震保険と別個

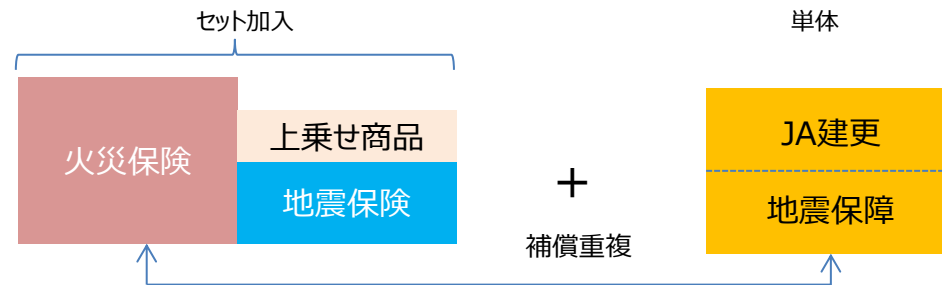
地震のみ

Ⅲ 震災に対する自助・共助・公助

9. まとめ①

地震の損害に対して、地震保険のみでは補償額が足りず、上乘せ商品を含めた普及が求められる。

- 現状の家計分野の普及率では、地震補償に対する自助制度は地震保険とJA建更が中心となる。
- 地震保険の加入限度額、JA建更の支払割合は対象価額の50%限度で再建築に足りない。(地震保険時価限度、建物更生共済新価限度)
- 地震補償の限度額である50%を超えた補償に対して、損害保険会社商品は上乘せ商品进行設計している。他方、共済の仕組は地震保険の主契約である火災保険との重複加入を考慮しない仕組で、重複・上乘せに適した加入ではない。※



※ 火災保険・共済の重複加入は保険価額の範囲内であれば地震補償を厚くするために有効であるが、一般に火災補償の保険料・共済掛金の無駄が大きい。(例：実損てん補の重複加入により掛金が無駄となる)

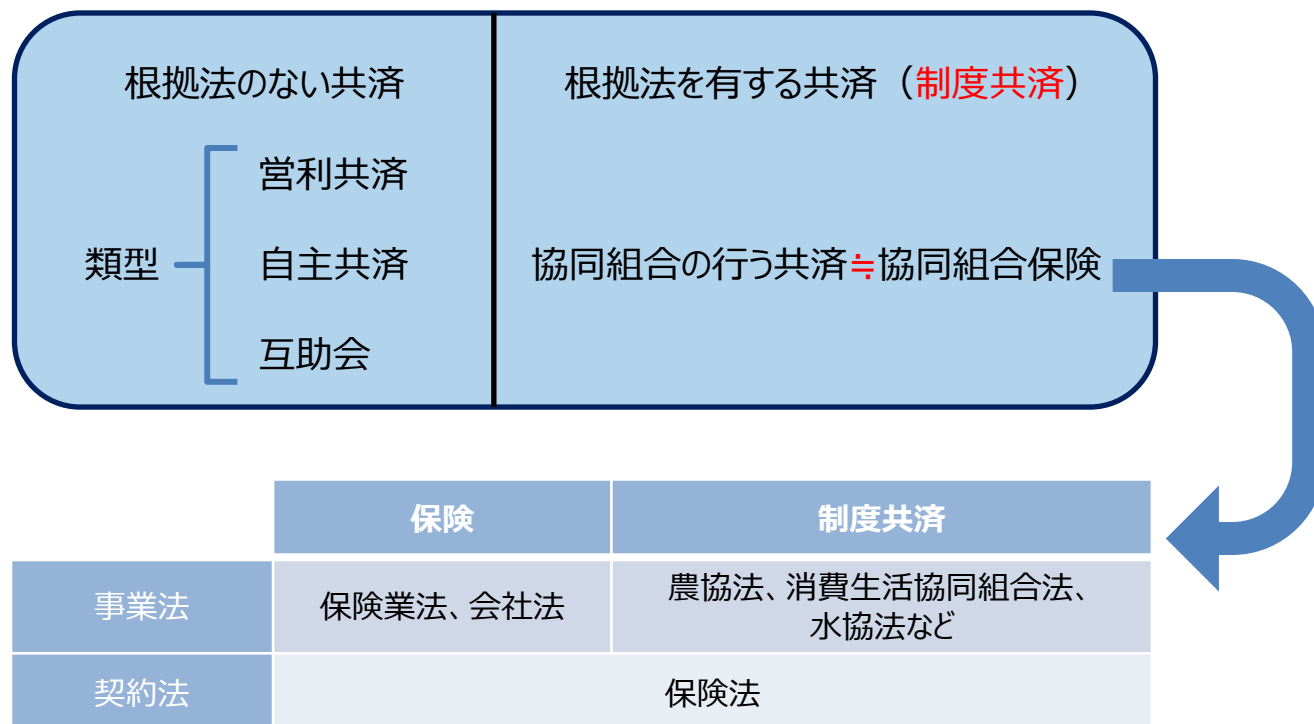
IV 共済と保険の違い

IV 共済と保険の違い

1. 共済とは

現行法下の共済は根拠法の有無により大別され、根拠のある共済は協同組合関係法令に基づく制度共済と定義される。

歴史的な経過から、保険とは異なった事業法の体系により構築されている。



協同組合の行う共済は、契約法の観点からは保険との違いはほぼなく、多くの論者は協同組合保険とみる。

IV 共済と保険の違い

2. 保険法2条1号

共済の定義は議論されなかった。

『保険契約』 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。

平成20年の保険法改訂において、保険法が「保険契約」の定義規定を置いたことによって「共済契約」には保険法が適用されることになった。さらには、この保険法の適用対象に「共済契約」という名称であっても、対象とする旨が明示され旧来の**包括的定義に共済契約が含まれることが明確化**された。

しかし、保険と共済の違いに関しては論争があるにもかかわらず
「共済とは何か」ということはほとんど議論されなかった。

IV 共済と保険の違い

3. 保険は助け合いか？

保険の相互扶助性については意見が分かれる。

笠原長寿の「**生命保険は助け合いの制度か？**」と問いに対して、定説はないが多くの論者は助け合いではなく自助と答えている。（昭和52年度日本保険学会大会）

水島一也	①助け合いを目的に保険を売ることの危険 ②業界が助け合いを強調することの自縄自縛（じじょうじばく）
塗 明憲	保険は技術的なものであり助け合いではない。
北本駒治	保険会社が助け合いを前提に要求することは否定的
広海孝一	保険加入者は主観的ないし倫理的な意味での相互扶助とは無関係

「助け合い」論争とその意義 押尾直志 現代共済論 p 19～38

共済団体は（保険株式会社に比して）相互扶助性を強く主張している

相互保険会社と学会の違い

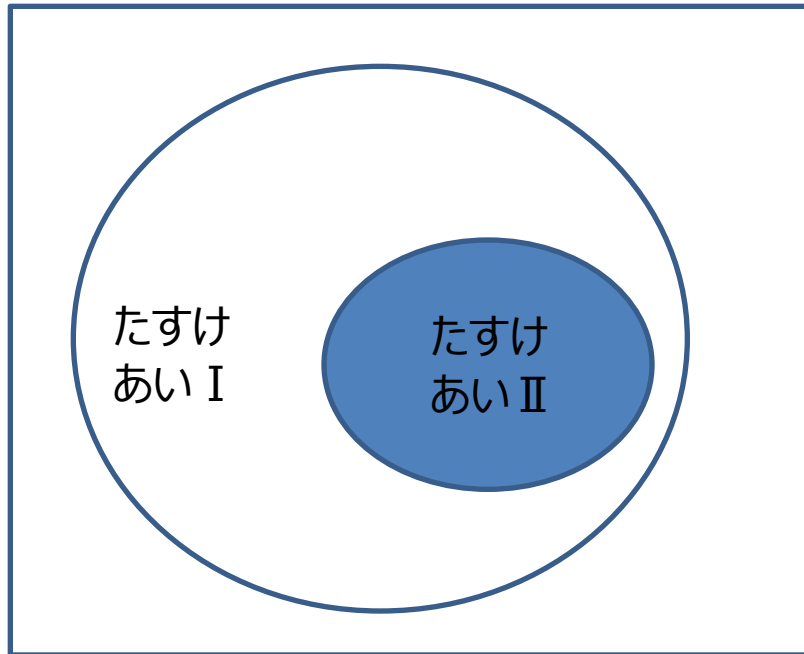
金融庁（2016）では生命保険について相互扶助的な説明をしており、日本生命をはじめとする生保会社においても相互扶助（ミューチャル）を前面においた主張を行っており、日本保険学会側の助け合いを否定する傾向と異なる主張もみられる。

（田中隆「生命保険における「助け合い」と相互性に関する考察」保険学雑誌第652号）

IV 共済と保険の違い

4. たすけあいⅡ

共済は保険よりも相互扶助性が強いことを主張する。



「たすけあい」を中心に考察した共済と保険の相違 生協総研研究会 2020年10月19日
(月) 米山高生 引用

保険はプーリングアレンジメントによるリスク軽減の効用を持つことから「たすけあいⅠ」の機能をもつ

これに対して共済は、たすけあいをするために加入するのではなくても、自助とともに共助という意識が内部補助を容認している。これを「たすけあいⅡ」と呼ぶことができる。

- 消費者・生活者の立場から共済の理解が必要
- 共済団体の立場から、同じく共済の理解が必要

協同組合の場合は、母体組織の構成員である契約者の帰属意識が存在し、そこに保険との違いが見いだせる。

IV 共済と保険の違い

5. 制度共済の中間支援組織

制度共済の連合会（中間支援組織）は母体組織（アソシエーション）が存在

生活保障システムにおける共済は、生活の安定を図るために、地縁や職縁など特定の関係で結びついた者が集団を形成し、相互扶助の精神に基づき、不慮の事故や災害、疾病などに備えて共同で資金を準備し、これらの出来事が発生した際に一定の給付を行う制度である。共済集団には通常、協同組合や労働組合、地方公共団体、会社、官公庁、学校、職能団体、宗教団体などのように、母体組織（アソシエーション）が存在する。これらは協同の目的を追求するために形成される組織であるが、本来、共済とは別の主たる事業などを行い、あわせて構成員の福利厚生または福祉として共済事業を実施する。



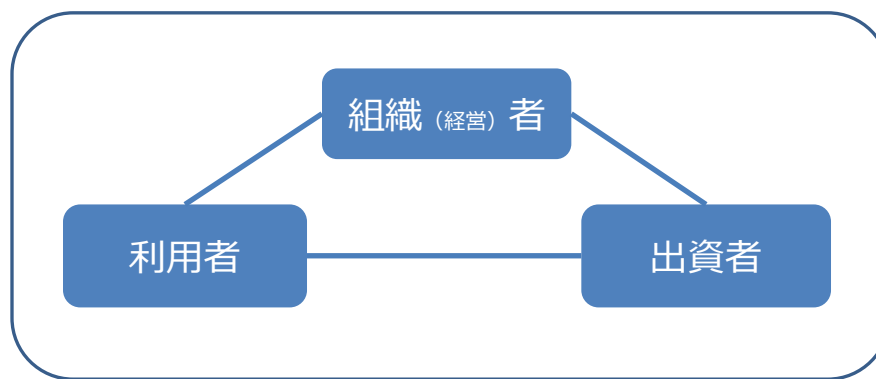
IV 共済と保険の違い

6. 共済・協同組合の普遍的な本質

協同組合は組合員の三位一体の権利が存在

共済が保険と異なる助け合い（相互扶助）を基礎とすることは多くの論者が主張し、コモン制、母体組織である協同組合の三位一体の組合員の権利（社員権）、ICA声明（原則）による本質論は変わらない。

また、協同組合の母体組織には構成員の帰属意識が存在し、共済の加入もその自覚を伴う。そこに相互保険会社との違いが見いだせる。



所有権理論のみでは相互会社との比較を説明しにくい

所有権理論からのアプローチについては株式会社との違いを明瞭に説明できるが必然的に相互会社との比較論となる。保険相互会社は相互性、非営利性を有し、保険契約者が社員、資本金たる基金に利益配当がない、一人一票など、協同組合・共済との類似性を有する。協同組合のほうが非営利・相互救済的であるという主張は、営利性の概念、元受団体、コモンボンドの属性により異なる意見があるが通説は見られない。

IV 共済と保険の違い

7. JA共済のたすけあいⅡ

共済による「たすけあいⅡ」のかたち



(写真) 賀川豊彦が1956に揮毫した「日本の再建は生命共済から」は全国の農協へ複写が配布され、共済事業拡大を鼓舞することになった。共済によるアソシエーションの長期資金の獲得（配賦・還元・貢献）は、共済加入がたすけあいを意識せずとも、獲得した資金を通じて共助「たすけあいⅡ」を具現化しているとも考えられる。

現在は、JA共済の資金の一部を次に還元している。

- ① 地域の活性化
- ② 農業生産の拡充
- ③ 農業者所得の増大

一例として「地域・農業活性化のための積立金、事業費」を活用し、JAと一体となった地域貢献活動を実施している。

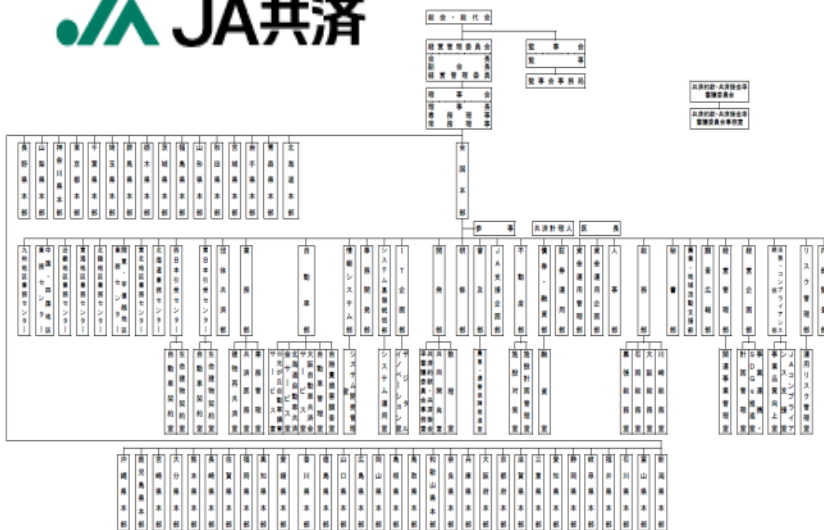


これらはJA・組合員・地域の歴史的基盤（きずな）に根差す、細やかな地域貢献活動であり、民間のCSRとの違いが見いだせる。

IV 共済と保険の違い

8. JAとJA共済連

JA共済は母体アソシエーションとなるJAとJA共済連（全共連）の共同元受方式により、共済連（全共連）がすべての危険を負担している。



単位JAは総合事業を営む



IV 共済と保険の違い

10. 大規模震災に対する支援メニュー（JA共済の例）

大規模自然災害時における共済契約者への支援に関する特別措置メニューを準備している。

	特別措置の一例
掛金の払込延長措置	払込延長等の実施長期共済は最長12か月、短期共済は平成23年9月30日まで共済掛金払込みおよび継続手続きの猶予期間を延長
自賠償共済の取扱いにかかる特別措置	自動車検査証の有効期限が伸張された地域の車両を対象に、契約手続きと払込みの猶予期間を最長で平成23年9月30日まで拡大した。
共済証書貸付にかかる特別利率の適用	災害救助法適用地域に居住する共済契約者を対象として、平成23年6月30日借入申込分までの共済証書貸付の利率を年3.25%から年1.50%に引き下げた。
地震にかかる共済契約上の特別措置	災害救助法適用地域を管轄するJAまたは居住する共済契約者等を対象として、18項目の期限を延長した。
その他の支援（給付）	その他、組合と連携した事業費からの給付を実施する場合がある。

IV 共済と保険の違い



11. JA共済による被災地への支援メニュー



被災地への支援活動について

単位JAは組合員をはじめとする地域のインフラを支え、被災地の支援に取り組んできた歴史がある。JA共済連はJAと一体的に被災地の状況に応じた契約者等への災害シートの配布など支援を全国展開している。

災害救援活動メニュー

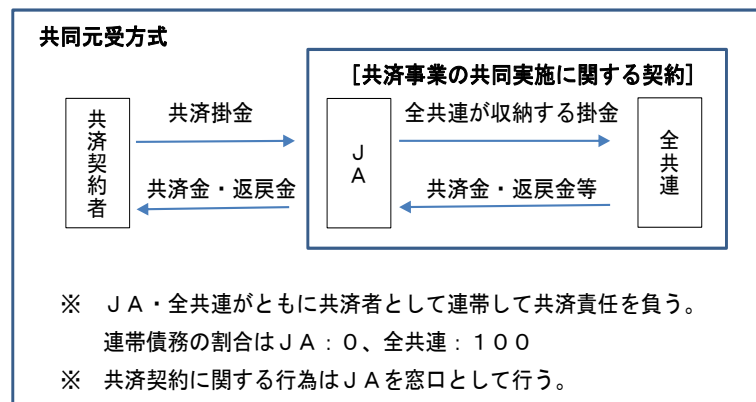
災害救援キット		災害救援キット（の無償配布タオル（1枚）、軍手（1双）、マスク（2枚）） JA共済連 全国本部、県本部において備蓄保管し、災害時のJAの要請にもとづき、 災害キット50セットを1梱包とし、段ボールに梱包して提供する。
災害シート		災害シートの無償配布（3.6m×5.4m（6坪／12畳タイプ））
被災状況に応じた災害救援物資		災害状況に応じた災害救援物資（災害救援物資の購入・配布をおこないJA共済連の負担とする）
仮設住宅		仮設住宅の貸与（仮設住宅（4坪ユニットタイプ、6坪フラットタイプ、8坪フラット・ユニットタイプ、畳、網戸、水洗汲み取り式トイレ、キッチン、外置き指揮風呂、天井パネル、照明・コンセント）設置日から8か月間の貸与を行う。
その他		被災地の状況に応じて、自治体等への高規格救急車の寄贈や救急医療施設の復旧に要する費用の支援（個別に決定）

V 建物更生共済について

1. 建物更生共済の特徴

建物更生共済はJAとJA共済連（全共連）の共同元受方式によりJA共済連（全共連）がすべての危険を負担している。

共同元受方式




共済事業を実施するJAにおいては共済規程の設置が農協法により義務付けられており、この制限の範囲において共済契約を締結することができる。その規程により、農業協同組合の有する、共済に関する施設については、全国共済農業協同組合連合会（以下、全共連）との共同元受により共済契約の締結が認められている。

この共同元受契約はJAと全共連が契約者に対する義務を連帯して負担し、全共連が連帯債務を100%負担することにより、共済契約の安全性を確保するスキームを設定している。全共連が共済仕組の開発を行い農林水産大臣の承認を得ることにより、JA窓口が全国一律の仕組を契約することとなる。

なお、共同元受を基礎として、全共連については農協法および農協法施行令をはじめとする各種の規範により共済規程の設置が義務付けられるとともに、各種の利用者保護の規制が行われており、保険会社と同等の危険準備金の積み立てや共済仕組（商品）に対する農林水産大臣の認可・指導・監督体制が整備されている。

2. 主な仕組・商品の違い

地震保険と建物更生共済は加入限度、期間、掛金、対象、給付、政府負担などに違いがある。

	 建物更生共済	 地震保険
加入限度額（住宅）	5億円（地震補償50%）	5千万円 火災保険金額の50%限度
保険・共済期間	長期（5～30年）	短期（1～5年）
満期保険金	あり	なし
地域別掛金区分	全国一律 構造5区分、普通物件用途別Ⅲ区分	県別11区分 Ⅰ、Ⅱ構造2区分※
加入対象	住宅物件、普通物件、家財、営業用什器備品、 償却固定資産	住宅、家財
地震等による支払額	損害割合に応じて算出 損害の額×火災共済金額／共済価額×50%	4区分（一部、半、大半、全損）
傷害給付（被害者1名）	火災共済金額の5%（治療）～30%（死亡）	なし
政府負担	なし	あり
台風他の補償	主契約に含む	主契約の種類による

※ 免震、耐震、耐震診断、建築年割引が別にある。

V 建物更生共済について

3. 仕組・商品の変遷と歴史（地震関連のみ抜粋）

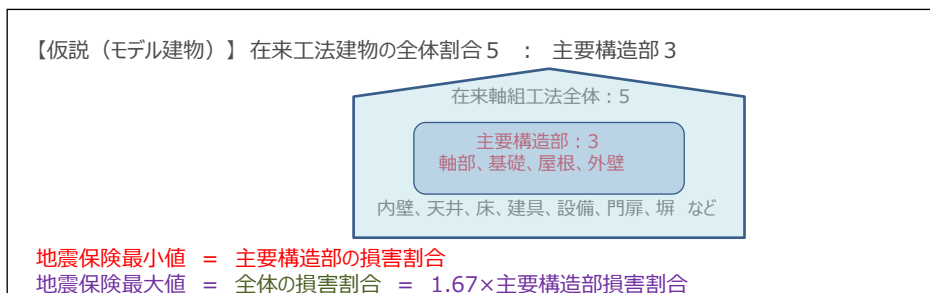
建物更生共済は半世紀にわたり地震保険に相当する長期補償（保障）を組合員に提供してきた。

	 地震保険よりも古くから、契約者（組合員）ニーズに対応した補償拡充を進めてきた	 昭和41年5月に「地震保険に関する法律」により発足し、大規模地震毎に見直しが行われてきた。
1954	当初仕組 契約単位 1万円、最低限度 5万円、最高限度 50万円	
1957	全国的に仕組みを統一（北海道を除く） 共済金の額 危険共済金額×損害割合+積立金	
1961	自然災害担保（自然災害担保付建物更生共済新設・申出更改）5%以上の損害共済金額×10%×損害割合	
1966		昭和41年より制度設立：全損のみ補償（主契約の30%）
1967	自然災害保障割合 10%→20%（地震全損の補償 10%→30%）	
1972	新価制度の導入 自然災害の保障割合 20%（地震全損30%）→30%	
1973	満期共済金の設定 火災共済金、自然災害共済金、臨時費用給付金、傷害給付金などの新設	
1976	自然災害保障割合 30%→全損50% 分損30%	
1978	自然災害保障割合 分損30%→50%	
1980		1978年宮城県沖地震：半損担保の導入
1991		千葉東方沖地震・1989年伊豆半島沖群発地震：一部損担保（3区分）が導入
1995		兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）：家財の半損および一部損認定方法が建物連動から家財そのものの認定方法に変更、建築年割引と耐震等級割引導入
2011		東日本大震災：損害区分の細分化（3区分→4区分）、保険料引き上げ

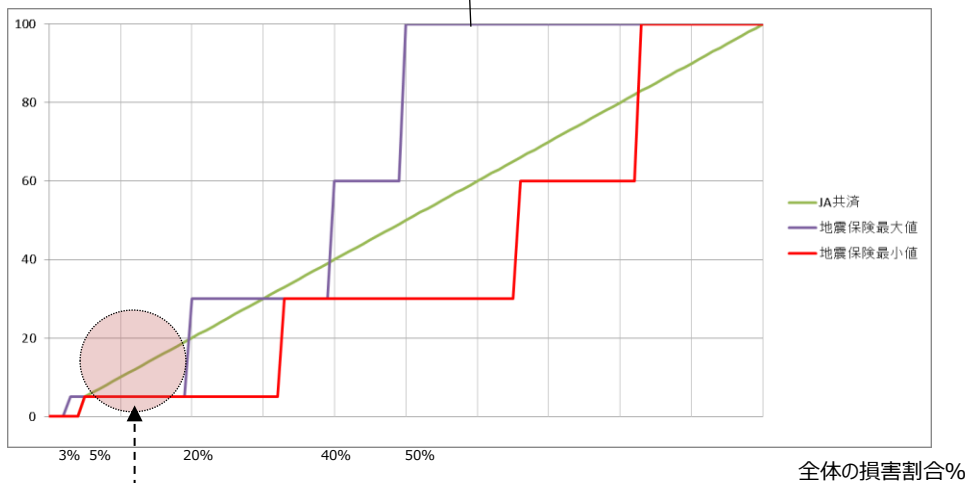
V 建物更生共済について

4. 損害割合に応じた支払い

- 地震保険は4区分、建物更生共済は損害割合に対して傾斜して支払われる。
- 全体の損害割合 > 主要構造部のため両者の比較に差が生じる。
- 広範囲に小損害が発生する地震は建物更生共済の支払いのほうが高いケースが多くみられる。



支払割合%



大規模地震では広範囲に小損害が発生するケースが多く、仕組上の支払割合が相対的に小さくとも総支払額が大きくなる場合がみられる。

- 建物更生共済は5%以上は全体の損害割合に応じて支払う（再取得価額をベースに査定）

- 地震保険は**主要構造部の損害割合**により4支払区分を判定し全体の損害割合によらない。（時価限度により査定）

主要構造部の損害割合	保険金(建物・家財)
全損50%～	地震保険金額の全額
大半損40%～	地震保険金額の60%
小半損20%～	地震保険金額の30%
一部損3%～	地震保険金額の5%

※ その他、傾斜、沈下面積などの評価も有する。

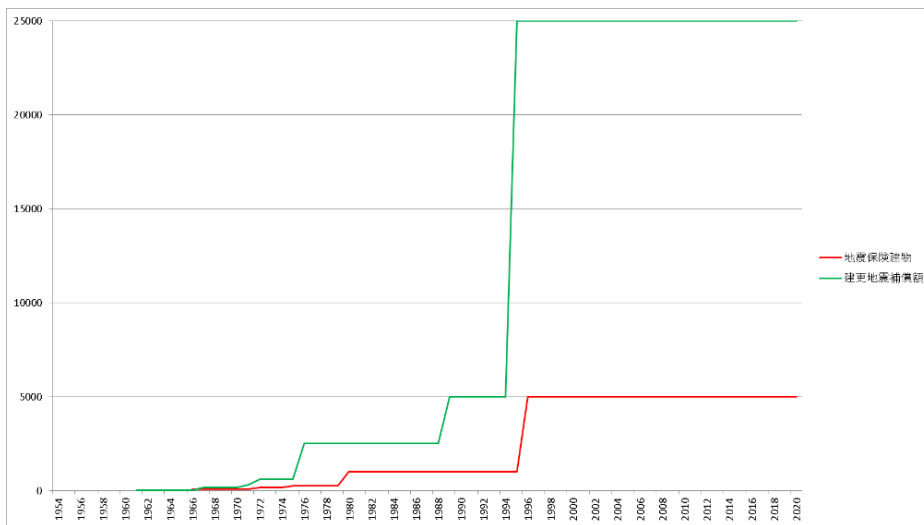
V 建物更生共済について

5. 相対的に補償範囲が大きい

補償ニーズに答え加入限度額を上昇させてきた。長期補償など地震保険との違いがある。

● 高い加入限度額

住宅物件は5億円（普通物件は3億円）限度で、地震補償は50%となることから2.5億円相当の限度額



● 全国一律の掛金

地震保険はリスク細分することに対して、JA共済は用途、構造区分の区分により地域別掛金区分は設けていない

● 長期補償

平成16年「むてき」から共済期間を5、10年とし、10年毎の継続特約（通算20、30年）による長期補償を提供する。（それ以前は共済期間を最大30年）

仕組改定では共済期間中の不利益変更ができず、旧制度と新制度の仕組を維持し、複数の掛金体系、共済金支払などの管理を要する。

現在、並列して4約款（平成28年4月～、平成29年4月～、平成30年4月～、令和2年4月～）が適用されている

● 特記物の補償

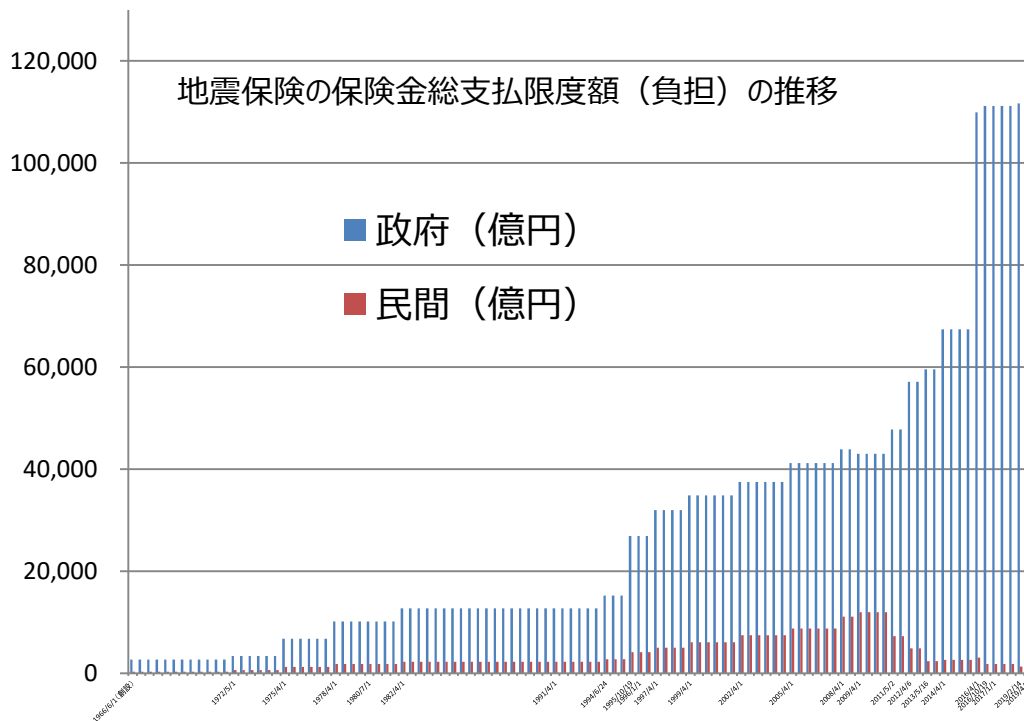
門、塀、垣、物置などの付属建物が含まれる。（地震保険は含まれない）

V 建物更生共済について

6. 政府再保険がない

近年、地震保険は損保会社の負担額を減少させた。JA共済は政府再保険はなく建物更生共済の準備金の積立をすすめてきた。（原則として有税積み立て※）今後、経済価値ベースのソルベンシー規制（ERM基準）対応も想定される。

※ 一部租税特別措置法による軽減がある。



支払余力（ソルベンシー・マージン）比率の明細



政府負担のないJA共済の2020年度
巨大災害リスク相当額
7,878億円（2019年度9,487億円）

海外再保険、キャットボンドを活用して出再



民間個社（1社）の2020年度
巨大災害リスク相当額
2,741億円

注. JA共済の支払余力（ソルベンシー・マージン比率は1,210.9%であるが、生命共済、損害共済の両方を実施しているため、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純比較はできない。

V 建物更生共済について

7. まとめ②

商品と仕組に違いがあり、共済と保険による支援・貢献の特徴も異なる。



- JA建更は歴史的に地震保険よりも長期に渡り地震補償を提供し、契約者ニーズに応じた改定を重ねてきた。
- 地震保険よりも加入対象の用途、加入限度額、共済の対象が大きい。
- 共済金は損害割合に応じて支払う。
- 政府再保険がなくJA共済が危険準備金を積み立てて準備する。
- 長期補償（5～30年）の共済期間を設定し、満期共済金が設定されている。長期補償の提供は事業者の管理負担が高い。
- JA共済独自の支援メニューによる支援が準備されている。（IV 共済と保険の違い）
- 共済と保険の違いに見る「たすけあい」の形が、歴史的経過をもつJA・組合員・地域の関係性と貢献に具現化されている。（IV 共済と保険の違い）

VII JA共済の取り組み(査定態勢とICT整備)

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

1. 地震保険損害査定指針と建物更生共済の査定要領の比較

より簡素な査定方法を追求するが損害割合を1%単位で把握するため細分されている。

	 JA共済	 地震保険
① 損害割合	建物全体(※1)の復旧費用／再取得価額 ※1 主要構造部以外の部位を含み、門塀等の工作物が含まれる契約の場合は、これらも含む。	主要構造部(※1)の復旧費用／再取得価額(※2) ※1 主要構造部は、基礎、軸部等の構造耐力上主要な部分をいい、天井、建具、設備等は除く。 ※2 門塀等の工作物が含まれる契約であってもこれらの価額は除く。
② 損傷認定	<p>× 非開示</p> <p>より簡素な査定方法を追求するが損害割合の算出単位を正確に把握するため細分されている</p>	修理範囲を認定
③ 調査項目		基礎、屋根、軸部（躯体）、外壁、内壁、床
④ 査定基準		地震保険損害査定指針
⑤ 調査フロー		損害調査と査定が同時で、実務上調査時に協定（査定結果の開示）している。
⑥ 調査体制		鑑定人、建築士、損保社員（代理店社員を除く）が実施
		自然災害損害調査員（JA）、自然災害損害査定員（連合会）、鑑定人が実施

生活用動産・家財の損害認定基準の比較





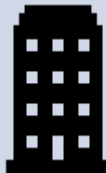
× 非開示

より簡素な査定方法を追求するが損害割合の算出単位を正確に把握するため細分されている

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

2. 査定体制の整備



総合事業を営むJAは**広範囲に所在する多くの支所（JAの窓口数 約7,600カ所）**が存在し、地域に根差した自然災害（風水災を含む）査定体制が構築されている。

JA（総合事業）	JA共済
<p>JA職員</p>  <ul style="list-style-type: none">● 全戸訪問による組合員宅訪問（チラシ配布）	<p>JA共済連職員</p>  <ul style="list-style-type: none">● JA共済連県本部はJAと密接な関係にあり、自然災害査定員（JA共済連職員）を派遣するとともに、多方面から支援を行う。● JA共済連全国本部も動員、各種の災害支援の対応サポートを展開
<p>JA職員（自然災害損害査定員）</p>  <p>JAは総合事業による組合員・地域と密接なつながりがあり関係性が深いことを活かして全戸訪問などを展開</p>	<p>JA共済損害鑑定人</p>  <p>提携損害保険鑑定会社</p>  <p>JAとJA共済連県本部の密接なつながりを基礎として、様々な支援を進めていくことが特徴的である。 (JA共済連各県本部の成り立ちと役割も関係)</p>

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

3. 査定の比較


損害査定の手順の比較

 JA共済	 地震保険
<ul style="list-style-type: none">● JA共済の査定態勢は、地震のみならず自然災害（風水災含む）を対象として査定態勢を構築している。● JAの地域、組合員との関係性を生かし、被災者宅への訪問などを通じて被害確認を実施する。● JA共済では、原則として全ての物件について、JA・連合会査定員が実地により損害の程度の確認を行い、損害割合の算出を行う。● 被害箇所の実地確認が大量となるため災害（地域、規模等）によっては、時間がかかるケースも散見される。	<ul style="list-style-type: none">● 立ち合い査定を行うが、効率的な査定を実施し、自己申告方式を実施するケースも多い。自己申告方式は、全ての契約を対象に実施するものでなく（「木造」（在来軸組工法、枠組壁式工法）などを対象）、また、「一部損」「半損」のボーダーライン上の損害割合となった場合や、記入誤り・漏れ等の損害割合の特定が困難な場合は、立会調査を行う事案が発生する。<div data-bbox="1039 801 1412 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>「一部損」もしくは「半損」の定義 「建物」主要構造部（軸組〔柱〕、基礎、屋根、外壁等）の損害額が保険価額の3%以上50%未満 「家財」損害額が保険価額の10%以上80%未満</p></div><ul style="list-style-type: none">※ 通常どおり立会い調査となるもの<ul style="list-style-type: none">・全損が見込まれる場合・地盤に損害がある場合・建物に傾きがある場合・内壁、床組に著しい損傷がある場合● その他、大規模震災時は損保協会中央対策本部の判断による限定的な電話ヒアリング方式を想定している。

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

4. 震災後のJA共済3か年計画（2011/3/11東日本大震災後）

査定態勢の整備とtablet'sによる損害査定（ICTへの取り組み）

	JA共済3か年計画(抜粋) 態勢の構築とICTの強化	損保協会の取組 制度の改定、効率化、アプリ・ツール開発、センター設置
2013～ 2015	大規模災害発生時においても万全な損害調査・支払査定態勢の構築 大規模災害発生時においても迅速性と適正性を確保する万全な損害調査・支払査定を行うため、連合会とJAによる一体的な損害調査・支払査定態勢を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害査定の効率化 損害査定の簡素化、立会調査を原則とするが、「損害状況申告方式（自己申告方式）」を広く活用する。 電子的に地震保険損害調査書が作成できる「地震アプリ* Smart Attack®」を開発
2016～ 2018	大規模自然災害等における建物共済損害調査・支払査定態勢の構築 大規模自然災害発生時においても、迅速かつ適正な建物共済損害調査・支払い査定を実現するため、火災等の平時における鑑定利用の促進を通じて鑑定会社との関係を強化し、有事における鑑定人の確保に向けて取り組むとともに、円滑な事務処理対応も含めた広域支援体制の構築に取り組みます。	 <p>2020年には、全損エリアを特定するための共同調査を効率的に行う「地震保険共同調査効率化ツール」や津波の浸水エリアを早期に把握する「リアルタイム津波浸水・被害推定システム」を導入</p>
2019～ 2021	事業の効率化・契約者対応力の強化および健全性の向上 新技術の活用等を通じた事業の効率化と契約者対応力の強化 ※平成31年度事業計画 大規模自然災害に備えた迅速かつ適正な損害調査方法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約照会センターの設置 保険会社が不明の場合や保険証券を紛失された場合に、契約会社を確認する「地震保険契約会社照会センター」を設置し、会員各社へ契約照会を実施（2014年から「自然災害等損保契約照会センター」）

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

5. ICTへの取り組み

査定態勢の整備とlabet'sによる損害査定（ICTへの取組み）



- 2020年2月28日 J A 共済連は2月28日、タブレット型端末機「labet's（ラブレッツ）」を使った自動車共済の契約申し込みで、契約者から取得した書類（自動車検査証、標識交付証明書、被共済者の運転免許証）を撮影することで、書類に記載されている情報を読み取り、契約申し込みデータへ反映することができる画像認識システムを導入
- JA共済では、組合員・利用者のさらなる利便性の向上と事務負担の軽減を目的に、平成28年4月から、生命総合共済新契約の契約申込手続きよりタブレット端末を活用したペーパーレス化、キャッシュレス化の取組みを開始
- 「3Q訪問活動」（全戸訪問活動）を通じて、契約内容の確認と各種商品のご案内を行い、組合員・利用者の皆さまとのつながりを強化しました。タブレット型携帯端末機「labet's」とともに、決済専用機器を利用することでキャッシュレスによる迅速な契約締結に20,000取り組みました。さらに、組合員・利用者の皆さまの利便性向上の観点から、共済掛金をパソコンやスマートフォン、ATM等でお支払いいただける「ペイジー払」を導入しました。
- 信用機能との連携 J Aグループでは、2020年1月より、組合員・利用者の皆さまの利便性向上のため、J A共済ならびに J Aバンクにおいて、携帯端末機「labet's」の共同利用を開始

<各種報道ホームページより抜粋>

Ⅶ JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

6. labelt's活用の具体例

大阪府北部を震源とした地震にかかる損害調査状況等について（7月18日時点）



（1）損害調査体制

被災家屋の損害状況を直接調査する担当者（損害調査担当者）を、被災した府県域の本部だけでなく、その他の本部からも派遣する広域査定体制を構築し、これまでに延べ673人を超える損害調査担当者による損害調査を実施しています。

（2）損害調査方法

地域に密着したJA共済の強みを活かして、被災家屋を一軒一軒訪問し、被共済者様立会いのもと、損害調査を実施しています。

損害調査にあたっては、損害調査担当者がタブレット端末（labelt's(ラブレッツ)）に搭載された自然災害損害調査支援ツールを活用し、迅速な損害調査に取り組んでおります。



JA共済NewsRelease 平成30年7月19日（No. 30-4）抜粋

VII JA共済の取り組み（査定態勢とICT整備）

7. まとめ③

東日本大震災後の10年のとりくみ

- 地震保険は支払区分の変更（3区分から4区分）などの細分化を進め、政府負担を増加させた。一方、建物更生共済は地震補償は変更しなかった。（JA共済は危険準備金の整備を進めた。）
- 地震保険は自己申告査定の積極化や電話ヒアリングなどの簡便な査定方法を整備し、地震査定アプリ* Smart Attack®を導入した。
一方、JA共済はJAの地域的基盤を基礎に「立ち合い査定」を原則として査定態勢を整備し、tablet's端末を中心とするICT強化による迅速化を進めた。
- 今後もICTを巡る先端技術の活用（インシュアテック）が積極化され地震保険、JA建更とも迅速化が加速される。

要旨

歴史的にJA建更のほうが支払いが多いが地震保険は急伸長し逆転した

補償対象・上限額などはJA建更が広く、損害に応じた細かい査定を行う

JA建更は、たすけあい、地域に根差したJAを基礎にICTの整備を通じた査定態勢を強化

住宅の再建築等は自助が基本で、地震補償を行う共済は地震保険と同等に重要である

地震保険とJA建更の地震に対する補償の機能は同等であり、さらなる普及が望まれる

ありがとうございました。

岩田 恭彦